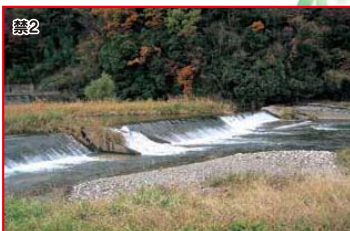
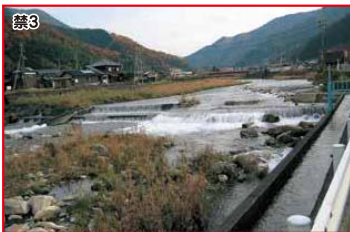




平成26年よりあゆ漁は
9月26日～翌年5月31日
まで**全面禁漁**です
(※詳しくは裏面をお読みください)

千代川の漁業権を有する
漁場の範囲は河口までです。
…アユ放流区域



※禁1～禁11の「鳥取県漁業調整規則」に違反した者は「6ヶ月以下の懲役もしくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」こととなっています。(ただし禁8を除く)

千代川水系禁止区域(禁1～禁11)		
番号	禁止区域	禁止期間
禁1	八頭郡若桜町大字智勝のかんがい用えん堤(閑屋堤)上流端から上流10メートル、下流40メートルの区域	
禁2	八頭郡智勝町大字市瀬鳥島のかんがい用えん堤上流端から上流10メートル、下流50メートルの区域	
禁3	鳥取市用瀬町安蔵のかんがい用えん堤上流端から上流10メートル、下流60メートルの区域	
禁4	八頭郡若桜町大字榎戸前の中電電力株式会社設置のえん堤上流端から上流18メートル、下流180メートルの区域	1/1～12/31
禁5	八頭郡八頭町南の中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流20メートル、下流150メートルの区域	
禁6	八頭郡八頭町安井南の中国電力株式会社設置の放水路及び同放水路橋上流端から上流50メートル、下流100メートルの区域	
禁7	鳥取市河原町変田の大手手かんがい用えん堤上流端から上流50メートル、下流100メートルの区域	
禁8	鳥取市円通寺の円通寺橋上流端から、上流240メートルの地点と、上流535メートルの地点の間の区域	
禁9	鳥取市河原町片山のかんがい用えん堤上流端から上流50メートル、下流100メートルの区域	4/1～6/30
禁10	鳥取市湯太の鳥取市設置の水管橋下流端から下流1,800メートルの区域	9/26～11/10
禁11	鳥取市秋里の潮止めえん堤上流端から上流30メートル、下流50メートルの区域	2/1～5/31

●鳥取市用瀬町用瀬の用瀬橋下流端から1,700メートル下流の両河内町橋野の赤松橋上流端までの区域	●八頭郡八頭町榎丸の金巻鉄橋下流端から300メートル下流の榎丸谷川と八頭川との合流部までの区域	●八頭郡八頭町日田の山崎橋上流700メートルにある山崎橋工から800メートル下流の円通寺橋にある若桜鉄橋3八頭川橋上流端までの区域
●鳥取市河原町智勝の出合橋下流端から550メートル下流の両河内町河原にある土交差が設置した保河橋水流量監視所までの区域	●八頭郡若桜町大字美井の庄瀬取水型下流端から1,500メートル下流の両河内町若桜の橋上流端までの区域	●八頭郡若桜町大字若桜の赤松橋下流端から下流350メートルまでの区域
●八頭郡若桜町大字南の方の南方橋下流端から1,600メートル下流の両河内町大字智勝の備前橋上流端までの区域	●鳥取市河原町加瀬水の入江橋下流端から1,500メートル下流の両河内町加瀬木の加瀬木橋上流端までの区域	

禁止漁具又は漁法	禁止期間
●「禁止漁具又は漁法」ループ・フライング以外の漁法により行わないよう協力をお願いします。 【対象魚種】 あゆ 渓流魚	3/1～6/14

友釣りループは使用禁止